



2018年度（平成30年度）まちの保育園 鎌倉 入園申込について

2018年度（平成30年度）からはじめて、まちの保育園 鎌倉の入園を希望される方は、下記の日程で受付を行います。入園を希望されるお子様の発達や心身のことで心配がある方は、事前にご相談ください。

また開園後、入園の受付は随時行っていきますが、2018年度の入園については、受付期間中の申込者から優先的に調整を行います。

園概要

- 【施設名】** まちの保育園 鎌倉
- 【設置者】** 株式会社カヤック、株式会社豊島屋
- 【運営者】** 一般社団法人Telacoya921
- 【所在地】** 〒248-0006 神奈川県鎌倉市小町一丁目13-28
- 【施設概要】** 0歳児室・1歳児室・2歳児室・トイレ・沐浴室・調理室・事務室
・ミーティングスペース 他
- 【保育日時】** 開園日・・・月曜日～土曜日（12月29日～翌年1月3日までは休園日）
保育時間・・・月～金 7：00～18：00（基本時間）
18：00～19：00（延長保育）
土 8：30～17：30（基本時間）
- 【対象年齢】** 0歳～2歳
※0歳は原則、生後5か月以上（5か月未満は応相談）
※2歳は当該年度中に3歳に達する子も含む
- 【保育料】** 地域枠・・・60,000円
企業枠・・・企業担当者へ直接ご確認ください。
※延長保育料は、地域枠・企業枠ともに500円／30分

申し込みについて

【受付期間】 2018年4月入園を希望の方は、以下のとおりです。 ※5月以降は別ページ記載

2017年12月20日（水）～ 2018年1月21日（日） 23:59まで

【受付方法】 まちの保育園 鎌倉 ホームページ内 園児募集ページからお申し込みください。
※兄弟姉妹で申し込む場合は、子ども一人につき、1回ずつ申込フォームからお申し込みください。

<https://hoikuen.kayac.com/kids/>

【保育対象】 (必須) 鎌倉市に在勤もしくは在住（予定者を含む）のご家庭の0歳～3歳未満のお子様
(必須) まちの保育園 鎌倉での保育を希望していること
(必須) お住いの市区町村の「支給認定 第3号」の認定を受けていること
(企業枠のみ) 法人契約を結んだ企業の従業員のお子様
(企業枠のみ) 株式会社カヤック、株式会社豊島屋、両社のグループ会社の従業員の子ども

【保育を必要とする事由】

当園の保育を受けるためには、下記項目のいずれかに該当することが条件となります。

※育児休業中の方は、入園した月の翌月までに復職し、復職後すみやかに「復職証明書」をご提出いただきます。

※(1)以外の事由の方は、お住いの市区町村の「支給認定 第3号」の写しを入園内定後にご提出いただきます。

保護者の状況	入園可能期間
(1) ひと月において月48時間以上働いている (フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の就労など基本的に全ての就労を含む)	2歳クラス卒園まで
(2) 妊娠中または出産後の休養が必要である	産前産後各8週間
(3) 病気やケガ、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
(4) 同居又は親族を介護または看護している	介護または看護を必要としなくなるまで
(5) 災害の復旧に当たっている（震災、火災、風水害等）	災害復旧まで
(6) 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行なっている	3か月以内
(7) 大学や職業訓練校、専門学校へ通っている	学校等に通っている間
(8) 虐待や配偶者等からDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間
(9) 前各号に掲げられたものの他、前各号に類すると設置者が認める場合 ※設置者：株式会社カヤック、株式会社豊島屋	設置者が認める期間

【受付期間】 2018年5月以降の入園を希望の方は、下記のとおりです。

利用開始月	申込締切日	利用開始月	申込締切日
2018年4月	※上の表を参照	2018年10月	2018年 9月10日
2018年5月	2018年4月10日	2018年11月	2018年10月10日
2018年6月	2018年5月10日	2018年12月	2018年11月12日
2018年7月	2018年6月11日	2019年 1月	2018年12月10日
2018年8月	2018年7月10日	2019年 2月	2019年 1月10日
2018年9月	2018年8月10日	2019年 3月	2019年 2月12日

【入園可否のご連絡】

- 2018年4月1日の入園をご希望で、受付期間内にお申込みいただいた方につきましては、2018年1月下旬に以下のとおりご連絡いたします。

入園枠が確保できた児童・・・・・・・・内定通知をメールでご連絡いたします。

入園枠が確保できなかった児童・・・・入園できなかった旨の通知をメールでご連絡いたします。

※入園が保留となっている間に保育の必要性の事由が変更になった場合、また市外転出等により申込を取り下げる場合は、当園までお知らせください。

【保育料納付について】

- 口座振替等を利用する予定です。詳しくは、入園説明会でご案内いたします。

内定後に提出する書類

内定通知を受けた方は、下記の表にある保育を必要とする理由に応じた証明書類を提出してください。

※証明書類未提出の場合は、審査が遅れることとなりますのでご注意ください。

※添付書類の提出がどうしても間に合わない場合は、事前にお申し出ください。

例：就労証明書を県外の本社から証明してもらう場合等

保育が必要な事由	証明書類	備考
就労している	『就労（予定）証明書』	勤務先に記入してもらう
就労が内定している	『就労（予定）証明書』	勤務先に記入してもらう
自営業をしている	『就労状況申告書』	
妊娠・出産している	『母子健康手帳』の写し	保護者名・出産予定日がわかる部分のコピーが必要
育児休業中である	『育児休業等取得証明書』	保護者名・出産予定日がわかる部分のコピーが必要
病気等である	『診断書』	疾病名、保育が困難な状況、またその期間の記載された医師の証明したもの
障害がある	『障害者手帳』の写し	手帳番号・本人欄・障害名が確認できる部分
介護・看護	『介護・看護状況申告書』	介護または看護を受ける方の「診断書」、「介護保険証」の写し、その他要介護・要看護状況がわかる医師が証明したもの
災害復旧	『罹災証明書』	お住まい地域の総務課地域防災係からの証明が必要
学校に通っている	『就学状況申告書』	在学する学校からの様式で在学証明書なども必要
虐待・DV	『意見書』	児童相談所等関係機関が発行
その他	『申立書』など	児童の保育ができない理由がわかる書類

65歳未満の同居の祖父母がいる場合祖父母の書類も必要となります。

※就労以外の方.....上記の書類に加え、お住まい市区町村の「支給認定 第3号」の写しも必要です。

※育児休業中の方...入園の翌月までに復職し、すみやかに「復職証明書」を提出することが必要です。

※就労が内定の方...入園の翌月までに就労を開始し、すみやかに「就労証明書」を提出することが必要です。

※求職中の方.....入園から3か月以内に就労を開始し、すみやかに「就労証明書」を提出することが必要です。

その他について

- 【保育時間】** 原則、月曜～金曜7:00～18:00（延長18:00～19:00まで）、土曜8:30～17:30ですが、保護者の状況等に応じ、ご相談させていただく場合があります。
- 【慣らし保育】
（慣れ保育）** 当園へ入園後、お子さんが園での生活に慣れるまで、短い保育時間から始めて徐々に通常の保育時間にしていく、いわゆる「慣らし（慣れ）保育」を1週間程度行っています。（お子さんの状況によって異なるため、1週間以上になる場合もあります。）
- 転園の場合も「慣らし（慣れ）保育」は必要です。「慣らし（慣れ）保育」期間中はお迎えの時間が早くなりますので、ご協力をお願いいたします。
- 【給食】** 0歳児クラスは、お子さんの状況に合わせて授乳や離乳食の対応をしています。
1歳児から2歳児クラスは、昼食（主食・副食）、おやつを提供します。
- <個別対応について>
保育園では集団生活のなかで同じ給食を食べることを基本としますが、食物アレルギーや疾患等によっては個別対応が必要な場合があります。食事に関する心配がありましたら、事前にご相談ください。
- 【その他】** よくある質問については、ホームページへ掲載してありますのでそちらをご参照ください。<<https://hoikuen.kayac.com/kids/>>